



熊本県公報

第 1 2 4 3 2 号

平成 27 年 7 月 3 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 種畜証明書の書換交付に伴う通報…………… (畜産課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 2
- 地方卸売市場の廃止許可…………… (流通企画課) 3
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 土砂災害警報区域及び土砂災害特別警報区域の指定…………… (砂防課) 3
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 14
- 平成 27 年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験…………… (市町村課) 14
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 16
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 16
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 16
- 道路の供用開始…………… (") 16

公 告

- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画課) 17
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 17
- 大規模小売店舗立地法に基づく承継届出…………… (") 18
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (") 18
- 平成 27 年度職業訓練指導員試験の実施…………… (産業人材育成課) 18
- 肥料登録…………… (農業技術課) 23
- 換地処分…………… (農地整備課) 23
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 23
- 熊本都市計画用途地域の変更(嘉島町決定)…………… (都市計画課) 23
- 熊本都市計画土地区画整理事業の決定(嘉島町決定)…………… (") 23
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・農業振興課) 23
- 白石頭首工管理規定の変更…………… (農村計画課) 24

登 載 依 頼

- 公の施設における指定管理者の募集(熊本県有料駐車場)…………… (企業局総務経営課) 24
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (選挙管理委員会) 26
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (") 26
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (") 27
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (") 27
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (") 28
- 平成 27 年度第 1 回熊本県公立大学法人評価委員会の開催…………… (公立大学法人評価委員会) 28

告 示

熊本県告示第 599 号
 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。
 平成 27 年 7 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
栄幸株式会社	栄幸株式会社	八代市海士江町 2276番地	平成27年 7月1日	福祉用具貸与
栄幸株式会社	栄幸株式会社	八代市海士江町 2276番地	平成27年 7月1日	特定福祉用具 販売

熊本県告示第 6 0 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 7 年 7 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
栄幸株式会社	栄幸株式会社	八代市海士江町 2 2 7 6 番地	平成 2 7 年 7 月 1 日	介護予防福祉 用具貸与
栄幸株式会社	栄幸株式会社	八代市海士江町 2 2 7 6 番地	平成 2 7 年 7 月 1 日	特定介護予防 福祉用具販売

熊本県告示第 6 0 1 号

家畜改良増殖法（昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号）第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 7 年 7 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11261423973	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県球磨郡球磨村一勝地丁 1 5 1 2 - 1 株式会社ケイファーム熊本	熊本県球磨郡球磨村一勝地丁 1 5 1 2 - 1 有限会社錦江ファーム譲葉牧場
11345245347	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県球磨郡球磨村一勝地丁 1 5 1 2 - 1 株式会社ケイファーム熊本	熊本県球磨郡球磨村一勝地丁 1 5 1 2 - 1 有限会社錦江ファーム譲葉牧場

熊本県告示第 6 0 2 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 7 年 7 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町柏川字本村 1 1 2 1 番 1、1 1 4 0 番 9、1 1 4 0 番 1 0、字大平 1 1 9 8 番、字屏風岩 1 2 0 5 番 2、1 2 0 5 番 3、1 2 0 5 番 1 1、字水桑 1 2 2 5 番、1 2 2 6 番

- 指定の目的 土砂の流出の防備

- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字本村 1 1 4 0 番 1 0・字大平 1 1 9 8 番・字屏風岩 1 2 0 5 番 2・1 2 0 5 番 3・1 2 0 5 番 1 1・字水桑 1 2 2 5 番（以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。）、1 2 2 6 番

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 6 0 3 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 7 年 7 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂貫字小屋迫1548番（次の図に示す部分に限る。）、1570番1、1571番1、1571番6
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第604号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので、熊本県卸売市場条例（昭和46年熊本県条例第67号）第37条の規定により公示する。

平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場天草漁業協同組合魚市場
天草市牛深町字大池田1550番地の50
- 2 廃止許可年月日
平成27年6月17日

熊本県告示第605号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
デイきらり 宇土市城之浦町 108番地9 201号	株式会社ヨシダプロ テクト 宇土市城之浦町10 8番地9 102号 吉田 光宏	平成27年 7月1日	4352300042	指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第606号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 古地川（424-1-022）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 藪3（小藪3）（424-1-023）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 奥山 2-1 (424-1-024-1)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 奥山 2-2 (424-1-024-2)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 滴水川 1 (424-1-025)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 滴水 2 (424-1-026)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 古地 (424-2-031)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 藪 1 (小藪 1) (424-2-032)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 9 藪5 (小藪5) (424-2-033)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 藪2 (小藪2) (424-2-034)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 藪4 (小藪4) - 1 (424-2-035-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 藪4 (小藪4) - 2 (424-2-035-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 13 奥山 (424-2-036)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 14 本村2 (424-2-037)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 15 本村 (424-2-038)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

1 6 本村川(424-2-039)

 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 上滴水(424-2-040)

 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 下滴水(424-2-041)

 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 田台北沢(424-2-043)

 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 田台南沢(424-2-044)

 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 室原(424-2-045)

 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 弥太郎谷1(424-2-046)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 23 杉平(424-2-047)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 24 弥太郎谷2(424-2-048)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 25 上杉平川枝川(424-2-049)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 26 杉平2(424-2-050)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 山中(424-2-051)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 杖立(右岸)-1(424-1-001-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 杖立(右岸) - 2 (424-1-001-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 杖立(左岸) - 1 (424-1-002-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 杖立(左岸) - 2 (424-1-002-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 32 田原 - 1 (424-1-003-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 33 田原 - 2 (424-1-003-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 34 下田原 (424-1-004)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 築瀬-1 (424-1-005-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 築瀬-2 (424-1-005-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 池鶴-1 (424-1-007-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 池鶴-2 (424-1-007-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 池鶴-3 (424-1-007-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 0 向鶴 (424-1-017)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 1 弓田-1 (424-1-018-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 弓田-2 (424-1-018-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 市井野-1 (424-1-020-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 市井野-2 (424-1-020-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 東蓬萊-1 (424-1-023-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 東蓬萊-2 (424-1-023-2)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町黒淵
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 東蓬萊-3 (424-1-023-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 阿蘇郡小国町黒淵
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 森木-1 (424-1-054-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町上田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 森木-2 (424-1-054-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町上田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 森木-3 (424-1-054-3)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町上田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 小南平-1 (424-1-055-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町上田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 小南平-2 (424-1-055-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町上田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 下城1 (424-2-001)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 4 下城2 (424-2-002)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

阿蘇郡小国町下城

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 5 田原1 (424-2-003)

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地

阿蘇郡小国町下城

- (2) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 6 田原2-1 (424-2-004-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

阿蘇郡小国町下城

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 7 田原2-2 (424-2-004-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

阿蘇郡小国町下城

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 8 秋原1 (424-2-005)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

阿蘇郡小国町下城

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 9 秋原2 (424-2-006)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

阿蘇郡小国町下城

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 0 秋原3 (424-2-007)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 1 築瀬1 (424-2-008)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 2 池鶴 (424-2-027)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 3 築瀬2-1 (424-2-058-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 4 築瀬2-2 (424-2-058-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 5 向鶴 (424-2-059)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 6 北河内 (4 2 4 - 2 - 0 6 4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町下城
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 7 寺尾野 (4 2 4 - 2 - 0 7 6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町上田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 8 南平-1 (4 2 4 - 2 - 0 7 7 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町上田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 9 南平-2 (4 2 4 - 2 - 0 7 7 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡小国町上田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第607号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
パステールUK I 宇城市松橋町曲 野115-1	有限会社パステール 球磨郡錦町大字一武 2659番地24 星原 光典	平成27年 6月26日	4352700068	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第608号

平成27年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の応募

資格及び受付期間が定められ、試験期日、試験場及び連絡先を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により告示する。

平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 応募資格
 - (1) 男子
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の者
 - (2) 女子
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の者
- 2 受付期間
 - (1) 男子
年間を通じ実施する。細部については、自衛隊熊本地方協力本部募集課に問い合わせるか、自衛隊熊本地方協力本部ホームページを確認すること。
 - (2) 女子
平成27年8月1日（土）から9月8日（火）までとする。
- 3 試験期日
 - (1) 男子
受付時に指定する。
 - (2) 女子
平成27年9月28日（月）又は29日（火）のいずれか1日を指定する。
- 4 試験場の位置及び名称
受付時又は受験票交付時に指定する。
- 5 連絡先の名称・位置等
 - (1) 各募集事務所

名 称	住 所	電 話 番 号
自衛隊熊本地方協力本部	〒860-0047 熊本市西区春日二丁目10番 1号 熊本地方合同庁舎B棟 3階	096-297-2051
熊本分駐所	〒860-0047 熊本市西区春日二丁目10番 1号 熊本地方合同庁舎B棟 3階	096-297-2054
熊本募集案内所	〒862-0971 熊本市中央区大江三丁目1番 53号 熊本第2合同庁舎1 階	096-372-0045
宇城募集案内所	〒869-0407 宇土市北段原町15番地 宇 土合同庁舎2階	0964-23-2047
玉名地域事務所	〒865-0064 玉名市中1908番地2	0968-72-4211
山鹿地域事務所	〒861-0501 山鹿市山鹿417番地	0968-43-7457
菊池分駐所	〒861-1306 菊池市大琳寺239番地 本 田ビル2階	0968-24-2772
八代出張所	〒866-0883 八代市松江町526番地3	0965-33-7001
水俣地域事務所	〒867-0042 水俣市大園町一丁目11番地 5号 水俣商工会議所2階	0966-63-5863
人吉地域事務所	〒868-0008 人吉市中青井町320番地1 3	0966-22-4704
天草駐在員事務所	〒863-0034 天草市浄南町1-13号	0969-22-3349

阿蘇地域事務所	〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地4546 番地3	0967-22-4575
---------	-----------------------------------	--------------

(2) 自衛隊熊本地方協力本部ホームページアドレス
<http://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/>

熊本県告示第609号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
みらい・ステップ 山鹿市方保田6 3番地	有限会社ワイエスプラン 阿蘇市内牧257番地 廣石 貞治	平成27年 7月1日	4350500122	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第610号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
健人堂キッズクラブ 人吉市上林町8 02番地1	健人堂株式会社 人吉市瓦屋町163 9番地15 馬場 健太郎	平成27年 7月1日	4350600088	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年7月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	古石天月線	葦北郡芦北町大字告字角割 528番2地先から 同所 528番4地先まで	81.7	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年7月3日

熊本県告示第612号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年7月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	小川泉線	八代市泉町柿迫 8427番地先から 同所 8425番地先まで	99.0	単橋改

2 供用を開始する期日 平成27年7月3日

公 告

熊本県公告第445号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営竜北地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営竜北地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年7月6日から平成27年8月3日まで
- 3 縦覧場所
氷川町役場

熊本県公告第446号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス小国店
阿蘇郡小国町大字宮原2308
- 2 変更しようとする事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - (変更前) 建物正面 74台
 - (変更後) 建物敷地内 55台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - (変更前) 建物入口付近 18台
 - (変更後) 駐輪場No.1 建物敷地北側 5台
 - 駐輪場No.2 建物西側 13台
 - 合計 18台
 - ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (変更前) 建物正面 11立方メートル
 - (変更後) 建物南側 11立方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (変更前) 開店時刻 午前9時30分
 - 閉店時刻 午後8時
 - (ただし、1年を通じて10日は午後10時まで)
 - (変更後) 開店時刻 午前9時
 - 閉店時刻 午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (変更前) 午前9時から午後8時30分まで
 - (ただし、1年を通じて10日は午後10時まで)
 - (変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで
 - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - (変更前) 午前9時30分から午後7時まで

- (変更後) 24時間
(3) 変更の年月日
ア (1)ア 平成28年2月19日
イ (1)イから(2)まで 平成27年6月24日
3 届出年月日
平成27年6月18日
4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課
平成27年7月3日から平成27年11月3日まで

熊本県公告第447号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス八代竜北店
八代郡氷川町大字網道字式番割274番2ほか
- 2 大規模小売店舗の譲渡があった年月日
平成19年10月1日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(承継前) ダイワロイヤル株式会社
代表取締役社長 赤土 勇
東京都台東区上野七丁目14番4号
(承継後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社
代表取締役 川村 嘉則
東京都港区西新橋三丁目9番4号
- 4 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積
1,987平方メートル
- 5 届出年月日
平成27年6月18日

熊本県公告第448号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス八代竜北店
八代郡氷川町大字網道字式番割274番2ほか
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
(変更前) 株式会社コスモス薬品
代表者 宇野 正晃
宮崎県宮崎市新栄町33番地
(変更後) 株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野 正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 届出年月日
平成27年6月18日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県南広域本部八代地域振興局振興課
平成27年7月3日から平成27年11月3日まで

熊本県公告第449号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条第1項の規定により、平成27年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 学科試験(指導方法)を実施する職種

園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鑄造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発変電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科

2 学科試験（指導方法）を行う職種及び試験の科目

免 許 職 種	学科試験の科目
園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鑄造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発変電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科	指導方法（職業訓練原理、教科指導方法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

3 試験を受けることができる者

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第46条の規定に基づき、実技試験の全部並びに学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科が免除となる者を対象とする。

4 試験の一部免除

(1) 免除の資格者及び免除の範囲は、次のとおりとする。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級（「バルコニー施工」及び「電子回路接続」を除く。）の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科

免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち 指導方法及び関連学科の系基礎 学科（当該免許 職種に係る職業 訓練指導員試験 に係る系基礎学 科と同一の系基 礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち 指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち 関連学科の系基 礎学科又は専攻 学科（フォーク リフト科、建築 物衛生管理科及 び福祉工学科に 係る職業訓練指 導員試験にあつ ては、学科試験 のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち 関連学科の系基 礎学科（当該職 業訓練指導員試 験に係る系基礎 学科と同一の系 基礎学科に限る。）
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（職業能力開発促進法（以下「法」という。）第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち 指導方法
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち 関連学科
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち 関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち 関連学科

学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち 関連学科
--	-----------------

(2) 免許職種に係る免除の資格者及び免除の範囲は、次のとおりである。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）による特別ボイラー溶接士免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
電子科	電波法（昭和25年法律第131号）による第一級陸上無線技術士の免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（昭和48年通商産業省令第71号）による改正前の航空機製造事業法施行規則（昭和29年通商産業省令第52号）による電子機器国家試験の合格証を有する者	学科試験のうち関連学科
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）による一級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	実技試験のうち自動車整備（内燃機関を除く。）及び学科試験のうち関連学科（車枠及び車体整備法を除く。）
	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
航空機整備科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験合格証を有する者	学科試験のうち関連学科
	航空法（昭和27年法律第231号）による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
測量科	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則（昭和40年通商産業省令第51号）によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）による熱管理士の免状を有する者	学科試験のうち関連学科
電気通信科	電波法（昭和25年法律第131号）による第一級総合無線通信士の免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科

臨床検査科	医師法（昭和23年法律第201号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和23年法律第202号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和24年法律第186号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師の免許を有する者	学科試験のうち関連学科
事務科	公認会計士法（昭和23年法律第103号）による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法（昭和26年法律第237号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	実技試験のうち簿記及び学科試験のうち簿記
上記以外の範囲にあっては、職業能力開発促進法施行規則別表第11の3に掲げる試験の免除を受けることができる者		職業能力開発促進法施行規則別表第11の3に掲げる免除の範囲

- 5 試験を受けることができない者
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 6 試験の日時及び場所
平成27年9月4日（金）午前10時45分から
熊本県庁（新館201会議室）
- 7 受験手続
 - (1) 受験申請書類
職業訓練指導員試験受験申請書、受験票、履歴書、写真（申請前6か月以内に撮影した上半身の写真で、横30ミリメートル、縦40ミリメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び試験の免除の資格を有することを証明する書類
 - (2) 申請書類の受付期間及び提出先
平成27年7月21（火）から同年8月7日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課
 - (3) 受験手数料
受験手数料（学科試験手数料）は、3,100円とし、熊本県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付する。
なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由がある場合にも受験手数料は返還しない。
 - (4) 受験票
受験申請書を受け付けたときは、申請者充てに後日、受験票を送付する。
- 8 合格発表
平成27年9月18日（金）に合格者受験番号を熊本県公報で公示するとともに、合格証書の送付により本人あて通知する。
- 9 その他
 - (1) 受験申請書等は、熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課において交付する。
なお、受験申請書等の交付を郵送により希望する場合は、郵便番号、住所及び氏名を明記のうえ、140円切手を同封し、熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課に請求すること。
 - (2) 受験申請書等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きすること。
なお、この場合は、受付期間の末日の消印のあるものまで受理する。
 - (3) 試験についての不明な点は、次に問い合わせること。
熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2344（直通）

熊本県公告第450号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥 第1470 号	混合石灰 肥料	三井混 合石灰 肥料（ 腐植酸 入り）	アルカリ分 ：45.0 可溶性苦土 ：7.5	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり。	三井物産アグロビ ジネス株式会社 東京都中央区日本 橋本石町三丁目3 番5号	平成27 年6月2 3日

熊本県公告第451号

県営南田島・佐野地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第452号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字福富字横道968番2、同972番3、同975番3及び同969番1
3,880.18平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字福富969番地
社会福祉法人 ひろやす会

熊本県公告第453号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により嘉島町から熊本都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第454号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により嘉島町から熊本都市計画土地区画整理事業（芝原土地区画整理事業）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第455号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年7月3日から同月16日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中原 和也	熊本市東区小山町	熊本市東区小山町2355番ほか1筆
高田 弘	熊本市南区富合町田尻	熊本市南区富合町田尻字前田124番1ほか2筆
平江 泰良	熊本市南区富合町木原	熊本市南区富合町木原字目黒町838番
改原 勝義	熊本市南区富合町新	熊本市南区富合町木原字樋ノ口926番ほか1筆
辻 弘幸	熊本市南区富合町榎津	熊本市南区城南町島田字長橋1117番1ほか5筆
西村 洋	熊本市南区富合町釈迦堂	熊本市南区城南町赤見字高田571番2
木村 匡照	熊本市南区富合町碓江	熊本市南区富合町大町字前田255番ほか8筆
井上 直嗣	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町永字清苗752番ほか3筆
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町永字沼ノ口235番1ほか64筆

2 申請年月日
平成27年6月22日

熊本県公告第456号

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区理事長から申請のあった白石頭首工管理規程の変更については、平成27年6月25日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第4項の規程により公告する。
平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

熊本県企業局公告第2号

県が設置する公の施設の指定管理者について、次のとおり募集する。
平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称
熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場（以下「駐車場」という。）
 - (2) 所在地
熊本市中央区安政町、新屋敷二丁目及び三丁目
 - (3) 施設の概要
 - ア 熊本県営有料駐車場 自走式立体駐車場（鉄骨構造6階7層）、収容台数298台
 - イ 熊本県営第二有料駐車場 平面駐車場、収容台数37台
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 駐車場の利用調整に関する業務
 - (2) 駐車場の利用に係る利用料金の收受
 - (3) 駐車場の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が駐車場の管理運営上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 参加資格
次に掲げるすべての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。

- (3) 熊本県から指定管理者候補者に対する措置又は合意書に基づき、熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者候補者から熊本県に加入していること。
- (4) 熊本県労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 熊本県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第25号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に關する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

5 申請の手續

- (1) 申請書類
 - ア 申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
 - イ 指定管理者指定申請書
 - ウ 駐車場指定管理者事業計画書及び収支予算書
 - エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - オ 法人に於ては、当該法人の登記簿謄本
 - カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書、その他法人等の財務状況に於ける書類
 - キ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その他法人等の業務の内容を明らかにする書類
 - ク 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）
 - ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税について未納がないことの証明書
 - (ウ) 熊本県の県税について課税の実績がない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者については、(イ)と併せて、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税について未納がないことの証明書
 - ケ 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に関する申立書

- (2) 申請書の提出先
 - 熊本県企業局総務経営課経営班（県庁行政棟新館8階）
 - 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - 電話番号096-333-2597
 - ファックス番号096-384-9114

- (3) 提出期間
 - 平成27年8月24日（月）から平成27年8月31日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

- (4) 提出部数
 - 正本1部、副本10部（副本についてはコピーで可。）

6 指定管理候補者の選定

平成27年10月に開催予定の指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に企業局において選定する。
 なお、選考委員会では、各委員が企業局の定めた審査基準に基づいて審査・採点を行い、選考意見を取りまとめる。

7 募集要項

熊本県のホームページ（企業局）に平成27年7月3日から掲載する。

8 現地説明会

- (1) 日時
 - 平成27年7月22日（水）午後1時30分から
- (2) 場所
 - くまもと県民交流会館パレア会議室3及び熊本県営有料駐車場
- (3) その他
 - 現地説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等を5の(2)に定める提出先へ募集要項に定める所定の様式によりあらかじめ連絡すること。

9 留意事項

- (1) 募集要項に記載している条件を満たしていない場合のほか、次に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書等の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
 - イ 申請書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書等に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び選考委員会での検討のため複写すること

- がある。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書等の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 問合せ先
5の(2)に同じ。

熊本県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成27年7月3日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松永榮治

政治団体設立届

(1) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
次世代の党 衆議院熊本 県第四支部	園田 博之	釜田 良一	熊本県宇土市 松原町25-10	平成27年5月8日	(第一号)	○

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
梶原誠二 後援会	梶原 誠二	梶原 朝美	熊本県球磨郡 錦町大字木上北 1192-2	平成27年5月25日
吉村きょうじ 後援会	吉村 恭治	吉村 真理	熊本県球磨郡 錦町大字木上北 469-24	平成27年5月29日

熊本県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成27年7月3日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松永榮治

届出事項の異動届

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党 熊本県支部 連合会	山本 秀久	会計責任者の 氏名	前川 收	早川 英明	平成27年5月11日
民主党熊本県 第5区総支部	鎌田 聡	主たる事務所の 所在地	熊本県熊本市 中央区神水 1-6-1県庁 正門前ビル1F	熊本県八代市 西片町1138-1	平成27年5月22日
民主党熊本県 第3区総支部	鎌田 聡	主たる事務所の 所在地	熊本県熊本市 中央区神水 1-6-1県庁 正門前ビル1F	熊本県菊池郡 菊陽町原水 4652-139	平成27年5月22日

(2)その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
全国商工政治連盟あさぎり支部	松下 祐司	代表者の氏名	松下 祐司	白木 誠一	平成27年5月19日
		会計責任者の氏名	本村 俊一	松下 祐司	平成27年5月19日
田上たつや後援会	田上 辰也	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区花立5丁目12番108号	熊本県熊本市花立5丁目12番108号	平成24年4月1日
東家範政後援会	東家 範政	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区神水本町6-6	熊本県熊本市中央区大江5丁目17-31	平成27年5月12日
日本司法書士政治連盟熊本会	光木 隆志	代表者の氏名	光木 隆志	山本 健一	平成27年5月16日
松野信夫後援会	松野 信夫	会計責任者の氏名	清藤 啓	山下 初男	平成27年5月11日
宮崎保後援会	岡本 勝男	代表者の氏名	岡本 勝男	立山 勝徳	平成27年3月20日
		会計責任者の氏名	西田 幸代	西田 昇博	平成27年3月20日
柳瀬みどり後援会	柳瀬 厚則	代表者の氏名	柳瀬 厚則	高濱 義雄	平成26年4月1日

熊本県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成27年7月3日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

政治団体解散届

(1)政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党熊本県熊本市第二十五支部	税所 史熙	平成27年5月1日
自由民主党熊本県熊本市第四十支部	大島 澄雄	平成27年4月30日
太陽の党熊本県第四選挙区支部	園田 博之	平成27年4月30日

(2)その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
石田秀敏後援会	秋永 忠夫	平成27年4月30日
大島澄雄後援会	大島 直樹	平成27年4月30日
かわの精一後援会	橋本 茂	平成27年5月1日
税所ふみひろ後援会	平井 寿栄	平成27年5月1日
早川英明後援会	松村 鎮雄	平成27年5月6日
松本雄一後援会	松本 雄一	平成27年5月14日

熊本県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成27年7月3日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

資金管理団体届出事項の異動届

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
東家 範政	東家範政後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区神水本町6-6	熊本県熊本市中央区大江5丁目17-31	平成27年5月12日

熊本県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成27年7月3日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

資金管理団体指定取消届

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
松本 雄一	松本雄一後援会	平成27年5月14日

熊本県公立大学法人評価委員会公告第1号

平成27年度第1回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

平成27年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開催日時
平成27年7月15日（水）
午後1時から（4時間程度）
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 議題
 - 平成26年度役員の報酬の基準変更について
 - 公立大学法人熊本県立大学の「評価実施要領」の改正について
 - 平成26年度財務諸表の承認について
 - 平成26年度業務実績に係るヒアリング
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
 - 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
 - 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）